

一 ハルトマンの範疇法則と法学について

永 島 輝 雄

序

- 一 西洋哲学史におけるハルトマン哲学の意義
- 二 ハルトマン哲学の特色
 - (一) 現象の多様性
 - 单一化理論の誤り—
 - (二) 部分的一致
 - 同一視と分離の誤り—
 - (三) 共存思想
 - 解決され得ない対立—
 - (四) 階層思想
 - 範疇法則の意味—
- 三 ハルトマンの階層思想と中村階層理論
 - (一) ハルトマンの四階層説
 - (二) ハルトマンの範疇法則と法学について(永島)

無機物、有機体、心、精神

(二) 中村理論の三段階説

実体法、訴訟法、裁判

四 ハルトマンの階層思想の解明

(一) 範疇の意味

(二) 範疇法則

(三) 妥当法則

(四) 原理の法則

I 層妥当の法則

II 層依属の法則

III 層決定の法則

IV 凝集法則

V 複合の法則

VI	層統一の法則
VII	層全体性の法則
VIII	包含の法則
(3)	階層法則
IX	再現の法則
X	変化の法則
XI	新規なものの法則

XII 層距離の法則

(4)	依存法則
XIII	範疇的根本法則
XIV	層独立性の法則
XV	質料の法則
XVI	自由の法則

序

ハルトマンには法哲学と題する著書がない。そこで現在残っている著書から類推して、法概念を規定しなければならない。中村宗雄教授は範疇法則によって具体法の生成過程が把握できるとなし、また実際に教授が構想された法学の分野における階層理論は、ハルトマンの範疇法則に極めて近似したものがある。この範疇法則は、ただに法学の分野ばかりでなく、広く学問全般に活用されるべき学問方法論であると考えるのであるが、この範疇法則の持つ意義の重大さにもかかわらず、この法則が日本の学界に流布されることが少ない。それは、この範疇法則の不適合というよりは、翻訳者、紹介者の責任によるものであろう。

抽象的にして難解な文章の割りには、内容は極めて常識的である。特に現代の個人主義横行の時代に警鐘ともな

り、また全体主義に対しても新しい考え方を提供するのも、この範疇法則である。余りにも形而上学的に考え過ぎる日本の学者の弊を破り、誰にも理解できる哲学にまで咀嚼しなければならない。かくの如く一般化されようになれば、この哲学は物の見方、考え方にも重大な指針を与えるものであると、世の人達にも理解されるであろう。

要は咀嚼の問題である。これは翻訳者の責任もあるが、同時にハルトマン哲学の形而上学的意味がこの一般化を不可能にするほど、奥深いものであることは否定できない。しかし咀嚼し得た範囲内でこれを一般化する義務は我々に課せられている。法学の分野への活用についても、中村教授の御指摘通り、範疇法則の果す役割は大きい。そこで範疇法則からハルトマンの法概念を解明することは、範疇法則の意義を認識してもらう機縁となるので、ここに範疇法則と法学との関係について紹介する次第である。

— 西洋哲学史におけるハルトマン哲学の意義

ハルトマンは一八八二年に生まれ、一九五〇年に死んでいる。その生涯のうち、第一次、第二次世界大戦を経験し、世界動乱の時代から中庸、中道の思想を樹立している。

ハルトマンは最初新カント派の観念論に属していたが、次第にこの学派から、離れて、現象学の影響を強く受け実在論的立場に立つと共に、彼独自の哲学「批判的存在論」の学問領域を形成した。哲学の二つの大きな流れは、主観主義、客観主義であり、これを観念論、実在論とも言う。ハルトマンの立場は主観主義、客観主義を包容する考え方

であり、どちらも生かす思想である。

これと同じ考え方をするのはカントである。カントは「コペルニクス的転回」と言つて、客觀主義から主觀主義への転回を主張している。客觀が第一位に考えられ、主觀を客觀に依存するものと考へる客觀主義に対し、まず上転倒して、第一位は主觀であり、客觀は主觀に依存するものと考へる客觀主義に対し、まず上

が、それを一つの客體像に構成するのは、主觀のうちに存する先天的形式である。この先天的形式として、時間、空間、純粹悟性概念—範疇—がある。認識の内容は経験によつて外から取り入れる。しかし認識の形式は経験によらぬいで、先驗的に主觀のうちに存している。従つてカントが範疇という概念を使用するのは、この主觀の認識形式としてである。

カントは範疇を十一挙げている。そのうちの一一つを紹介する。「これは机である」「これは机でない」という表現形式は、肯定、否定の概念によつて可能である。肯定、否定という範疇が主觀のうちに存しなければ、そのような表現形式、判断形式はできないことになる。この肯定、否定の一いつの範疇は、経験によつて帰納されたものではなく、経験する前に主觀のうちに存していたものである。この意味で、範疇を純粹であるし、思考の働きを表現するものとして悟性概念であるとする

カントのこのような考え方に対し、ハルトマンは、範疇は主觀の側だけでなく、同時に客觀の側にもあると主張する。主觀の側にあるものは客觀の側にあるといふ考え方には、ヘーゲル思想の中に見られる。ハルトマンはカントには好意的であつても、ヘーゲルに対しでは極めて攻撃的である。カントは確かに主觀の面を強く肯定してはいるが、

客觀に物自体の世界を認めてゐる。カントの目的は認識能力の批判にある。しかしへーゲルになると「現実的なものは理性的であり、理性的なものは現実的である」ということになり、非合理的の世界を全く認めないと立つてゐる。存在と思惟の一致を説く同一哲学に対し、ハルトマンは、存在と思惟とが完全に一致することはありえないとして、それはまた人間の認識能力を過信したものとして、独断的越権であることを攻撃する。

ヘーゲルの弁証法においては、矛盾が対立となり、その対立が綜合されるという発展の形式があるが、ハルトマンはこのヘーゲルの動的弁証法に対して、静の弁証法を哲学的方法論として取り入れてゐる。ハルトマンは、対立の中に綜合、発展する形式を考えず、対立し合う形式のまゝに存在の本質をその中に認めてゐる。この点でプラトンの哲学に近似したものがあり、またハルトマンもプラトンの弁証法には賛意を表してゐる。

弁証法は分割し、対立せしめることを第一義とする。しかし単に分割、分離するのではなく、分離したものを相互に関係づける仕事が次に存してゐる。分離による否定的対立のうちに、肯定的関係を見ようとするのがプラトンの弁証法である。しかしプラトンの依存関係からは、下のものが上のものに依存するという面だけしか語れない。イデア界の最上位に善のイデアがあり、この最高のイデアが「認識され得る最後のもの」「それ自身は無前提で他のものの根拠をなしてゐるもの」として、下位のイデアを自己のうちに包括し、その下位のイデアを根拠づける。かくして善のイデアが全イデア界を支配し、全イデア界の最高目的となる。このような目的論的世界観がプラトンにある。哲学の目的とは善のイデアを認識してこれを実現することにある。

アリストテレスにおいても、不完全なものから完全なものへと発展する目的的運動が見られる。しかもアリストテ

レスにも階層的考え方がある。世界は第一資料を最低段階とし、第一形相を最高目的とする階層を形成している。物質、植物、動物、人間、神という階層のうちを貫ぬく目的的動因が、すべてのものを神へと憧れさせる。この考え方は概念階層を意味している。しかしハルトマンは概念階層ではあっても、存在論的根本関係を模写したものとして、この考え方を認めている。

プラトン、アリストテレスに見られる、一つの原理に依存するという目的論は、ハルトマンの攻撃するところである。原理が外にあるのか、それとも内にあるのかは、哲学の問題とはならず、とにかく現に存在している階層関係を忠実に分析して、その中から依存関係を解明しようとするのが、ハルトマンの哲学方法論である。

現代ドイツ哲学界で支配的地位にあるのがハイデッガーである。ハルトマンの方が七才年上で、しかも今より二十年前になくなっている。ハイデッガーの方はいまだ健在で、依然として世界の哲学界における指導的位置に君臨している。ハイデッガーは実存学者として観念的であるため、ハルトマンの攻撃する学者の一人となっている。これに対しても実存学者でありながら実在論的な考え方をするのが、ヤスペースである。ヤスペースはハルトマンより一才年下で、すでになくなっている。

このようにドイツ哲学界を三分する勢力分野となっている、ハイデッガー、ヤスペース、ハルトマン、のうちにあって、前二者は実存学者であるが、ハルトマンは彼等とは対蹠的に独自な立場に立っている。

すなわち、観念論か実在論かという選択をする前に、一切の先入見、立場を捨てて、あるがまゝの現象に目を向ければ、その中から問題を取り出そうとする「問題の形而上学」の立場に立っている。無立場の立場から、すなわち観念論の立場を踏まえて行こうとする。これがハルトマンの「批判的存在論」の意味である。

一 ハルトマン哲学の特色

(一) 現象の多様性

ハルトマンは世界を多様性を持つた現象と解する。従ってこの世界を一つの法則、原理によって解釈することはできない。観念論は人間の意識を第一に考え、この意識の原理によつて客觀を理解しようとする。これに対して実在論は実在の原理を重視するため、意識の原理が無視されたという非難を受ける。いざれの主張も多様化している現象を、一つの原理——意識の原理、実在の原理——によつて世界を統一化、单一化する誤りを犯している。また自然界を人間の営みと同じように考えて擬人化すれば、自然界の一切は、人間の目に理解されたものと見えるようになる。

しかし自然界そのものは、人間とは違った原理によって動くため、当然自然界はかかる擬人観によつては充分に解釈され得ない面が残つてゐる。

人間から認識された世界像と、世界そのものとは、全く同じではない。従つて、人間に認識された世界像を、そのまゝ「あるがまゝの世界」と解釈してしまることは、認識の誤りとなる。真理とはこれら二つの世界が完全に一致することにある。つまり認識には、認識するものと認識されるものがあり、これら二つの関係において認識するものが、認識の対象へ近づくことに真理は存する。意識の側には認識の原理があり、認識される対象の側にも実在の原理がある。そこで認識の原理によつて対象すべてを語ることにはならないし、逆に対象の原理だけ取り出しても、人間には理解できないもの、認識できないものになる。人間の意識の原理だけを解明しても、それによつて実在の原理を解明したことにはならない。対象の持つ原理を明らかにすることに真理は存在する。しかし、人間の認識能力を超えたものを取り出すことは、全く不可能である。

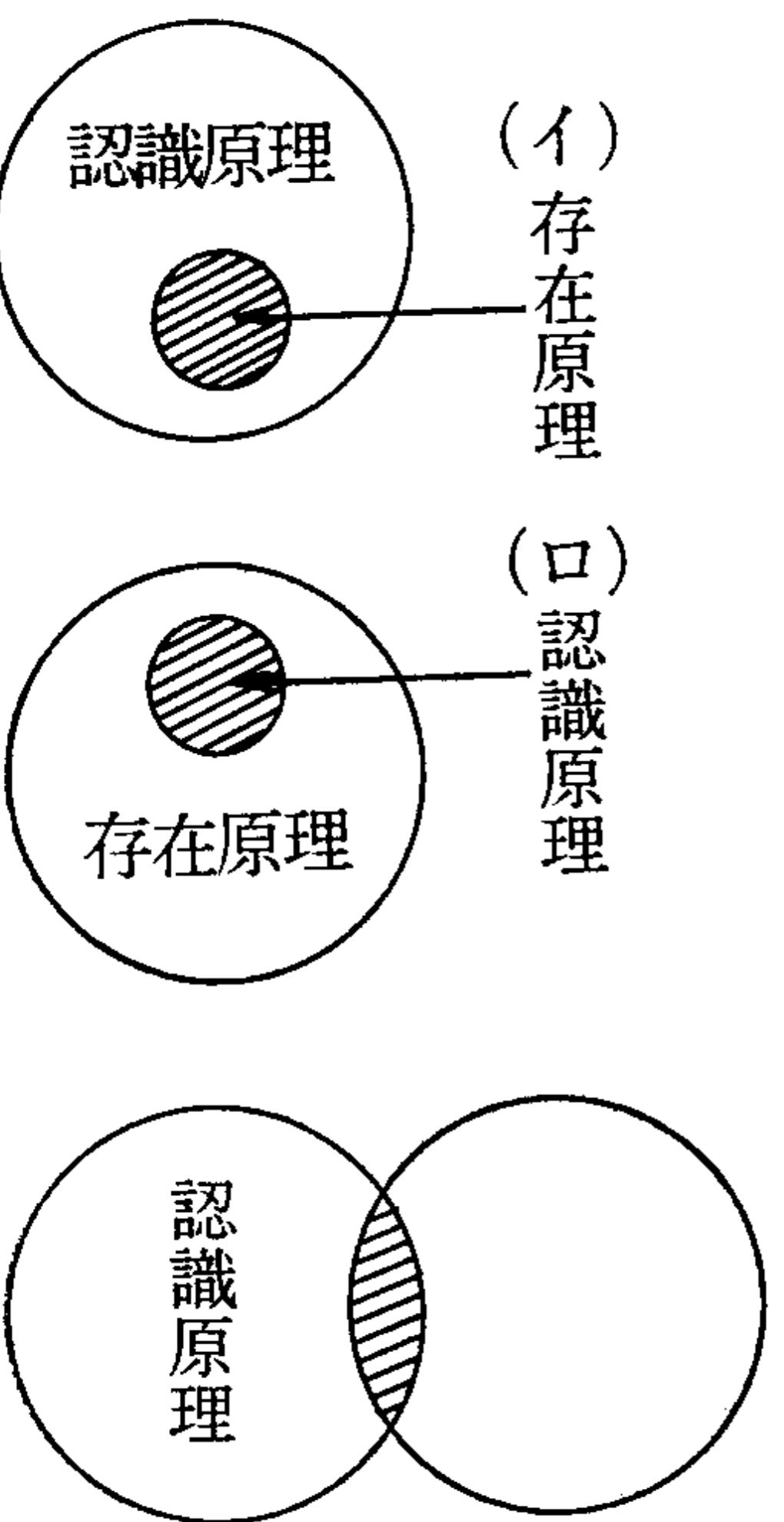
神とか靈魂とかを哲学上の問題として、意識を超越したものといかにして認識の領域に入れるかが、哲学の中心的課題であった。しかしハルトマンは認識能力を超えたものを哲学上の問題からはずし、あくまで人間に認識できる領域から問題を取り出そうとしている。超越的なものにいかにかかわるかという「対象の認識」の問題ではなく、対象そのものがいかなる在り方をしているかという「認識の対象」の問題がハルトマンの哲学上の課題となる。そこで認識能力の範囲内で解明された対象の原理を、未知の分野へ及ぼすことが人間に可能になる。認識能力の範囲内とは、人間に認識される領域、つまり認識の原理と対象の原理とが一致した領域であり、その領域には両方の原理

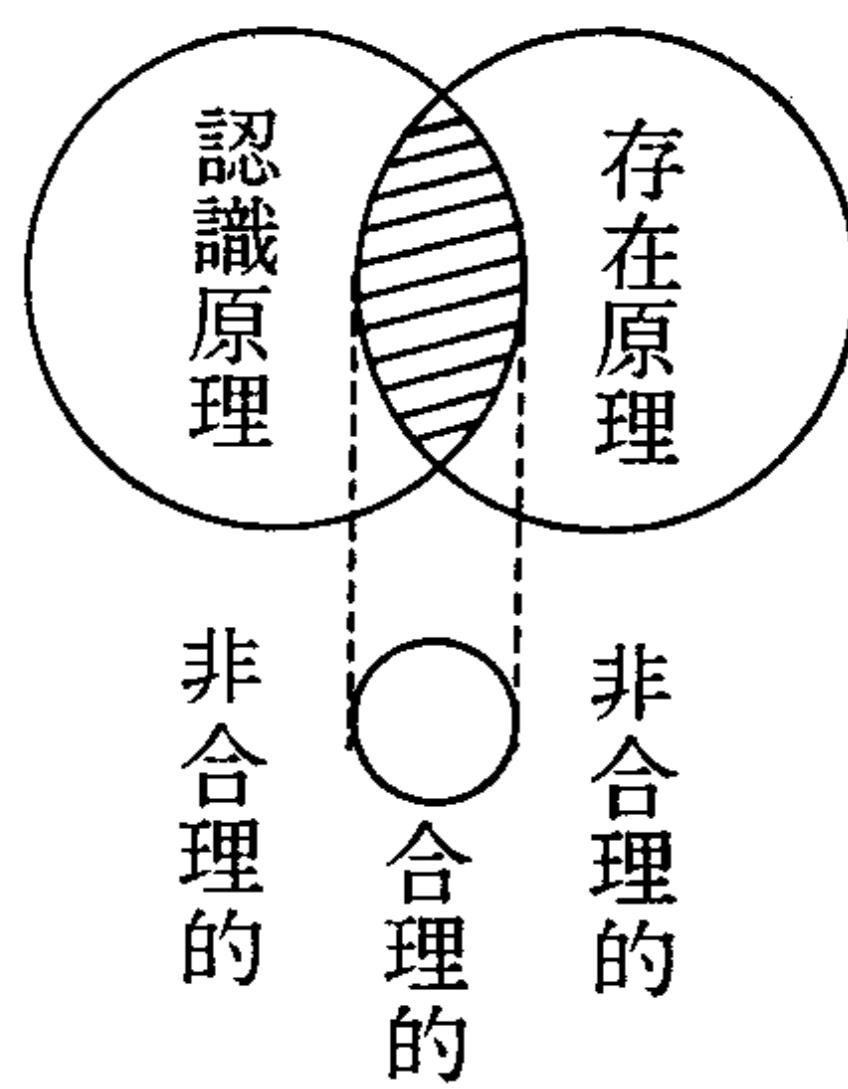
(二) 部分的一致

(イ)の図においては、認識原理が存在原理を包括している。そして認識原理の一部が存在原理の全体と一致している。すなわち認識原理の一部を研究すれば、それによつて存在原理の全体が理解できるという考え方で、これは観念論を意味する。(ロ)の図においては、逆に存在原理が認識原理を包括し、存在原理の一部が認識原理の全体と完全に一致している。認識原理の全体によつて存在原理の一部を完全に理解できるが、この存在原理は認識原理を超越している。

この考え方が実在論である。両方の図に共通するところは、完全に一致する部分があるということである。これに対してハルトマンは、完全に一致することはなく、部分的に一致するのみであると言う。これを表わす図は(ハ)である。

観念論を表わす(イ)の図においては、認識原理によつて存在原理の全体が理解されるだけでなく、認識原理は存在原理を超越して拡大されている。例えばヘーゲルの歴史解釈においては、歴史は世





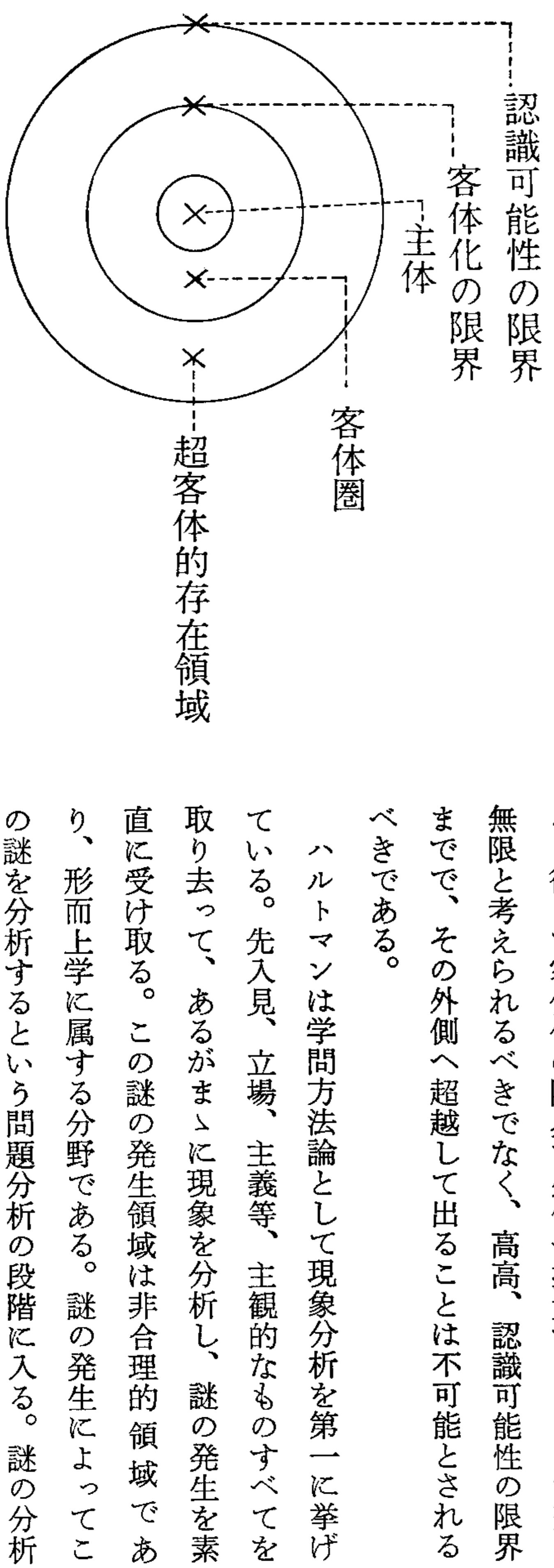
て絶対確実性のある知識とは、世界精神としての本来的自己についての知識である。

かくしてヘーゲルの精神とは、認識原理を拡大解釈したもののことであり、自己解釈の展開であることは否定できない。このように理解された精神と歴史は部分的に一致することはあっても、全面的に一致することはできない。歴史には歴史の背景、歴史の深みがあり、従って、歴史を一つの認識原理によって解明し尽すことは不可能と考えられる。主観的精神の拡大化による存在と思惟の一致は、ハルトマンによれば「同一視の誤り」である。實在論の(四)の図においても、認識原理の拡大化はしていないけれども、認識原理のすべてが存在原理と完全に一致している。これも「同一視の誤り」である。とわ言えこれら二つの円を全く分離してしまえば、ハルトマンの言う「分離の誤り」となる。同一視も分離もできないとなれば、部分的一致がハルトマンの思想を最もよく表わしたものとなる。

右の図にある斜線のところが部分的に一致したところ、人間に理解されたところ、つまり合理的領域である。そ

他は非合理的領域で、認識原理と存在原理の一一致しないところに当たる。哲学的認識とはこの非合理的領域を合理化して、合理的領域を少しでも外へ拡大することにある。

このことを左の図によつて説明してみよう。認識原理は主体として図の中央に位置し、その外側に客体圏が存している。これが合理的領域であり、非合理的領域としてはその外側に超客体的存在領域がある。客体圏と超客体的存在領域の境界をなすのが、客体化の限界すなわち合理化の限界である。この客体化の限界を少しでも外側へ拡大しようとするのが哲学的認識である。しかし一番外側に認識可能性の限界があつて、その外へ出ることは全く不可能である。従つて客体化の限界を外側へ拡大することの意味は無限と考えられるべきでなく、高々、認識可能性の限界までで、その外側へ超越して出ることは不可能とされるべきである。



によって生ずるものは一律背反であり、その中に含まれる矛盾である。この一律背反の対立は解消され得ないし、また一律背反も永遠に解決され得ない矛盾を含んでいる。対立は解決され得ないというのがハルトマンの根本的考え方である。第三に行なうことが問題解決の試みである。哲学の問題は解決され得ないことになると、この問題解決の試みは無意味となってしまう。ハルトマンは、完全な解決ができないほど問題は奥深いものであると主張したのであって、部分的解決を否定したものとは考えられない。

人間はなぜ問題意識を持つのか。合理的世界にいながら、なぜ非合理的世界に入ることができるのか。ハルトマンは認識能力に先天的洞察力があるからだと言う。この洞察によって合理的領域から非合理的領域へ飛び入ることができる。超客体的存在領域に発生する謎を理解しようとして、この謎の解決に向かって客体化の限界を拡大させることは、この先天的認識能力である。そしてこの先天的認識能力の限界が認識可能性の限界となる。

(三) 共存思想

ハルトマンは同一視も分離もできない部分的一致に、解決の出発点を求めている。部分的一致は問題の解決でなく、かえって問題解決の始まりであり、この意味から問題提起の場となる。完全なる一致を目的として客体化の限界を拡大しても、存在の深みのため部分的一致を避けることができない。一律背反に落ち入ってその解決に苦悩する意識を、ヘーゲルは不幸なる意識と称する。しかしハルトマンはヘーゲルに対して不幸なる問題解決を行なったと極め付ける。部分的一致という観点から見れば、問題は無限に発生し、完全な問題解決はあり得ない。従って単純な問題

解決を求めるハルトマンは、対立が綜合され、高い次元へ発展するという弁証法的解決に、真の解決を認めてはない。

従来の哲学者の行なった問題解決は、対立のどちらかに偏することによってである。観念論は主觀に偏し、實在論は客觀に偏する。そして観念論は主觀から客觀を、實在論は客觀から主觀を導出しようとした。ハルトマンによれば、主觀と客觀とは、本来異質的なものであるから、これらを同一視することは誤りを生ぜしめることになる。どちらかに能度を決めるという考え方には誤りがあり、従って「あれか、これか」でなく「あれも、これも」の考え方が主觀、客觀をあるがまゝに肯定している。「あれも、これも」の態度は、不幸な問題解決とはならないし、かえってそれは問題そのものに忠実であることを意味している。余りに問題解決を急ぎ過ぎると、どちらかに偏するという解決を求めてしまう。これを防ぐためには、どちらの立場も生かしつつ、有限な認識能力によって、主觀から客觀への道を歩むのが一番妥当である。認識能力に先天性があるからと言って、これによって全面的解決が行なわれるということにはならない。そこで主觀の認識能力を絶対のものと思いこむと独断論になる危険性がある。認識可能性の限界から外へは、まだ認識可能性の余地が無限に残されている。

「あれも、これも」という考え方には、曖昧な態度で問題解決をしようとするのではなく、正しい問題提起の場に立て、そこから正しく問題を解決しようとする。この考え方には、問題の所在を曖昧にし、安易な解決を謀るとも思われるが、実は問題そのものに忠実たらんとして、性急な問題解決をしないという態度を意味している。ヘーゲルの弁証法によると、定立、反定立、綜合という論理で、対立が高い次元へと止揚する。この弁証法は解決へと発展する矛盾

対立を前提としている。これに対してハルトマンの弁証法は、解決されない反対対立を前提とし、しかも対立しながら包含し合うという共存関係を対立契機としている。この反対対立は綜合されることもなく、従つてどちらかに偏して解決されるものでもない。単なる相互否定的契機をそのうちに含めせず、否定しながら肯定し合うという共存関係を基礎に置いている。この共存においては、対立の一方が無となれば同時に他方も無となる。このような依存の関係に立ちながら、相互に独立な主体が存立する。

独立な主体ということは、他のものが無となつてもそれに無関係に、独立に存在し続けるという意味に従来、理解されて来た^(一)。ハルトマンの独立とは、相互に依存し合う関係の中で、始めてその意義を見出すもののことである。独立に存在するものを「実体」と言う学者がある。彼によると、実体とはそれ自身によって存在するもの、存在するのに他のものを必要としないもの、すなわち自己にかかることによつて存在するものである。この実体的在り方をするものとして、精神と物体とが考えられ、両方共に実体であるために、相互に否定し合う対立関係だけが理解されていた。

(一) プラトン、アリストテレス、カントにみられる魂の不死は、魂と肉体との分離を示している。彼等によれば、肉体が死んでも魂はそれとは独立に存在し続けるものと考えられる。

(二) デカルトの身心二元論を指している。身心は本質的に対立した実体として、互いに平行関係にあって交差することがない。心は肉体のうちにあって強いられた結合関係にある。その接觸点は脳の一部である松果腺しかない。

このような否定関係においてのみ対立を考えるため、その対立のどちらかに偏することによつて、一面的解決を謀つたのが、観念論であり、实在論である。従つて彼等の目的は相互に否定し合い、排除し合う対立の中に、統一と調和の大きな功績である。

(四) 階層思想

現象の多様性からも類推できるように、現象には一つの原理だけではなく、雑多な原理が働いている。従つて現象を精神と物体という二元論で解釈できるものでなく、少くとも四つの階層によつて説明できる。しかもこの四つの階層は宇宙自然の現象を形成していると同時に、人間の身体の中に渾然一体となって統一體を構成している。人間は小宇宙を構成している。この意味から範疇法則は人間理解の端緒ともなり、同時に自然と社会における有機的組織を把握できる基本法則ともなる。従つて範疇法則は、人間研究のための哲学的方法論であり、また社会研究のための学問方法論もある。

人間研究とは言え、その研究方法は科学的研究による人間分析を目的としないで、雑多な原理がどのような関係を持って、人間という一つの構成体を形成しているのかの研究を目的としている。これらの関係を表わす法則を範疇法則と叫ぶ。同じ高さの範疇間における内容的差異として、妥当法則と凝集法則があり、高次と低次の範疇の差異として、階層法則と依存法則がある。

このような範疇法則を基礎方法論として持つていれば、一つの原理の発見に有頂天になつて、これで一切の現象を解釈しようとする独断論に落ち入ることもない。そうすれば現象を单一化しないで、多様化のうちにその依存関係と独立関係を見るという、多角的、多面的考え方を養成することになる。範疇法則は、一面的見方から多面的見方への転換を促し、多様性の中に統一を見出すことを教える

三 ハルトマンの階層思想と中村階層理論

(一) ハルトマンの四階層説

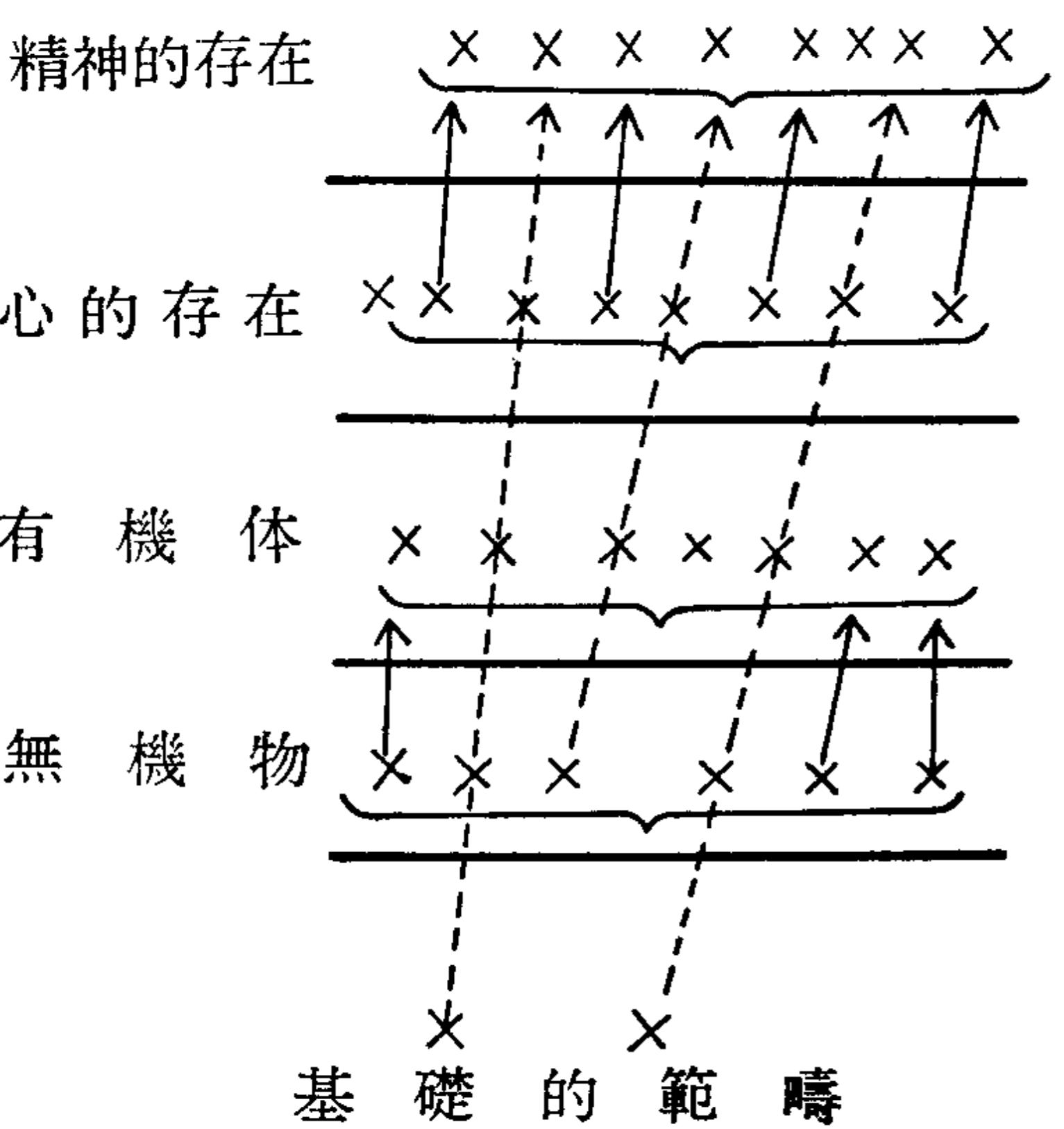
ハルトマンにおける四つの階層とは、精神的存在、心的存在、有機体、無機物である。無機物の下にあるのが基礎的範疇で、この範疇層は、対立しながら包含し合うという存在対立の層となっている。この存在対立の層が最下層にある限り、その上部にある層はすべてこの存在対立を再現して、対立しながら包含し合うという在り方をしている。次頁の図における矢印は、その方向へ×印の要素が再現することを示している。

無機物とは生活機能を持たないもの、元素、物質がこれに入る。有機体とは生活機能を持っているもの、生物。心的存在とは、時間的で非空間的ではあるが、個人的で不安定なもの、感情の領域、非価値の領域。精神的存在とは、非時間的非空間的存在として理念的領域^(三)に属し、価値意識に基づかれた宗教、芸術、道徳の領域もこれに入る。

この精神的存在の上にまだ何か存在することが予想される。しかしこの領域を精神的存在によって説明することができないとして、その境界に実線を引いて切れ目を表現する。この切れ目を示す実線は五本ある。この切れ目のあることによつて、精神的存在を下の層に応用して説明する考え方(観念論)は誤りとなり、また無機物を上の層に活用しようという考え方(唯物論)も誤りとなる。無機物には無機物の原理があるから、これ他の層の原理を持って来て説明してみても、通用しないことになる。

(二) 中村理論の二段階説

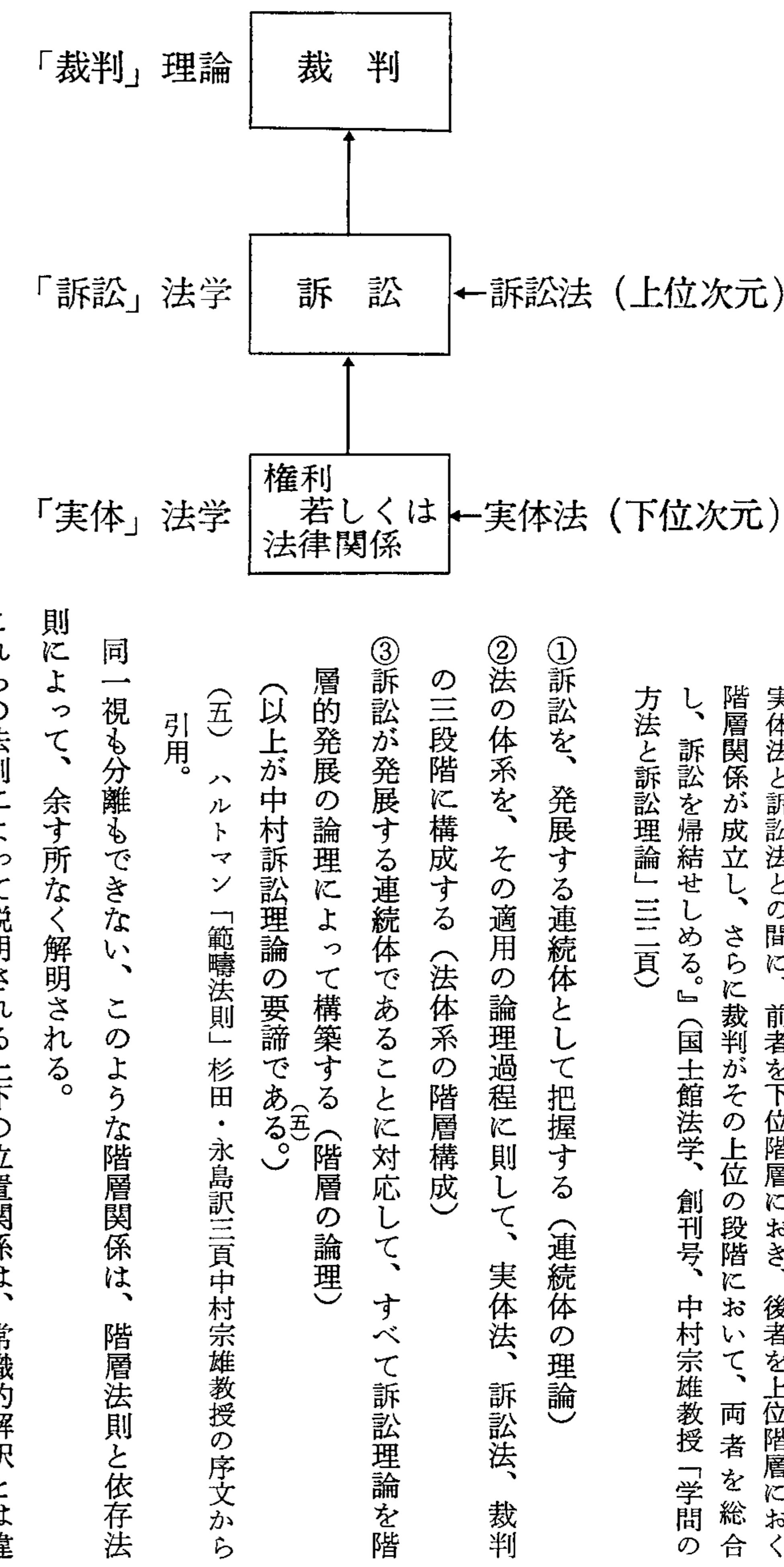
(三) 数学的なもの、論理的なもの、本質、価値が理念的存在である。



実体法と訴訟法との関係は、同一視または分離の形においてではなく、相互依存の形で考察されるべきである。並列関係のうちでなく、階層関係のうちに正しい存在の場を与えねばならない。従来、実体法は主法として、訴訟法は助法として、実体法の下に訴訟法が置かれていた。しかし中村理論によると、これが逆転して訴訟法の下に実体法が位置することになつてい

(四) 『実体法の具体化の過程において、「訴訟」に媒介せられて、これが逆転して訴訟法の下に実体法が位置することになつてい

実体法と訴訟法との間に、前者を下位階層におき、後者を上位階層におく階層関係が成立し、さらに裁判がその上位の段階において、両者を総合し、訴訟を帰結せしめる。』（国士館法学、創刊号、中村宗雄教授「学問の方法と訴訟理論」三三一頁）



「裁判」 理論
「訴訟」 法学
「実体」 法学
同一視も分離もできない、このような階層関係は、階層法則と依存法則によって、余す所なく解明される。

これらの法則によって説明される上下の位置関係は、常識的解釈とは違った深い意味を持っており、従って充分にこれらの法則を研究するならば、下位に置かれた実体法の強さの意味を改めて認識するようになるであろう。しかも階層関係に対するハルトマンの解釈によって、中村階層理論の理解が深められる。

られ、その理論の正当性が首肯されるようになろう。階層関係の正しい理解こそが望まれる。

四 ハルトマンの階層思想の解明

(一) 範疇の意味

カントは範疇を純粹悟性概念として認識の先天的形式と考えていた。この先天性は外界からの経験に関係なく、経験的に主観のうちに存するものという意味である。外部から絶縁した形で、範疇が主観の認識形式のうちに存在すると考えるカントに対して、ハルトマンは、範疇が主観にのみ属すべきでなく、同時に客観にも属すべきであると主張する。そして範疇は単なる主観の形式ではなく、存在の在り方、存在そのものの意味となる。ハルトマンの範疇概念は「原理」「基礎」である。世界の基礎にあって、世界を決定づけるものを原理という。具体的なものとは、決定づけられるもの、原理が具体化したもの、具現化したものと意味する。これを法律に当てはめれば、範疇は法規範となり、具体的なものが事実となる。

範疇も法規範も決定様式にその存在意義を持つ。範疇は世界にあるすべてのものを支配し、決定する。偶然なるものは存在せず、一切が必然化されるのが、ハルトマンの決定論的解釈である。しかしそれは一元決定論ではなく、多元決定論である。この多元的原理がどのように入り組み合って、一つの具体的なものを決定するのか、これが範疇法

則の主要課題である。同時に、この課題は法解釈においても適用されるべき問題である。

(II) 範疇法則

(1) 妥当法則

この法則は範疇の妥当性における、範疇一般を、すなわち法一般の在り方を、次の四つの法則に分析して説明している。

I 原理の法則

範疇は原理存在という在り方以外に、範疇の存在する意味を持たない。範疇は具体的なものに対するのみ存在するのであって、範疇の単独的存在様式を保持して存在しているのではない。すなわち範疇は、上位にあって決定づけるという存在様式のうちに、従来の実体概念を固持して具体的なものとは無関係に存在し続けるものではない。範疇の存在は具体的なものに対する存在であり、具体的なものなしには存在し得ないものである。従って範疇は具体的なものに依存するという在り方が、その決定様式の中に包含されることになる。

法律万能の考え方によれば、法は具体的生活を支配する権力を持つものとして、独存的 existence をとるものと理解される。しかしこの範疇の在り方から法を理解するトスレバ、具体的生活に關係なく、支配的権力をを持つものであるとは結論できない。法は具体的事實に対し存在するものであり、事實に依存して、事實なくしては法たり得ないものである。このように法は関係的、相對的 existence であるが、しかしま一方、法は支配し、決定づけるという意味で、

事實に依存する面だけでなく、事實に対し独立する面も兼有している。

そこで「法は事實に依存する」という命題と、「法は事實から独立である」という命題とが二律背反の形で対立する。しかしハルトマンの独立とは、分離した意味で理解されるべきでなく、依存しながら独立するという意味に解釈されるべきである。二律背反になつたからといつても、それは論理の行き詰りを意味しない。二律背反の解決はむしろ無意味であり、二律背反の矛盾を保持したまゝ存在するが、対立の正しい在り方となる。このように法は絶対的に独立なものとも、また逆に事實に完全に依存するものとも考えられてはならず、依存してのみ独立であるという関係的、矛盾的存在でのみ理解されるべきである。

II 層妥当の法則

法の在り方は原理の法則によって、相對的なものとなつてゐるが、その法の決定力は、例外を許さず、犯すべからざるものとなる。事實の方はその決定力に逆らうこともできず、單に服従するのみである。このようにすべての層に妥当する範疇の決定力、法の支配力は、不可侵性であり、無例外である。

この法の決定力は自然法則のそれと同じに考えられている。しかしこの絶対的な支配力を価値に当てはめることはできない。人間は自然法則の因果的決定に対しては逃避することができない。しかし価値法則の目的的決定に対しては、それに従うか背くかの自由を持つてゐる。因果的決定は強く、目的的決定は弱い。価値決定力が弱いからこそ、人間は価値に対して活動余地を残す。

層妥当の法則は存在範疇の領域に属すべきもので、この法則を価値範疇について考へることはできない。従つて、

法を存在範疇として理解しようとする限り、法と価値範疇とを峻別して理解せねばならない。

III 層依属の法則

このような絶対的な決定力を持つ範疇も、その範疇の依属する層を超えて、他の層にまでその決定力を及ぼすことはできない。精神には精神の原理があるから、他の原理によって精神を説明することはできない。観念論も唯物論も層依属の法則に違反している。実体法には実体法の及ぼし得る領域があるから、もしこの実体法によって訴訟法の領域にまで及んでその決定力を拡大することは、実体法と訴訟法との間に切れ目の存することを無視した結果になる。切れ目の存する以上、実体法、訴訟法の決定範囲を区別しなければならない。しかし切れ目はあっても、実体法の若干の原理がその切れ目を超えて、訴訟法のうちに再現していることは、再現の法則によって明らかである。このようにして層依属の法則違反によって、観念論、唯物論はこの相互尊重の精神を忘れた、極めて専横な考え方となる。

IV 層決定の法則

具体的なものは原理の決定を受けて逆らうことができないとしても、原理の決定を受けない具体的なものが残るのではないか。これに対するハルトマンの答は、具体的なものは決定を受けるがために存在するであり、もし決定を受けないものがあるとすれば、かかるものは存在しないことになる。実体法に属する領域は、すべて実体法の決定を受ける。その領域に決定を受けない事実を残すことはできない。一回的な特殊的な事実の存することは否定できない。この事実を他の事実と共通な原理によって説明できないとしても、特殊な事実に対して特殊な原理を想定することはできる。

しかしこの特殊な規定性は、他の規定性と無関係に存在しているのではない。凝集法則によって他の原理と包含関係にあるから、単独に存在する特殊な原理を考えるわけにはゆかない。特殊な原理といえども、依存し合った独立性として存在している。このことを法律に通用すれば、法の決定を受けない具体的な事実はなく、どのような特殊な事実であっても、その中に一般的な原理の包含されない事実は存在しない。

範疇法則の研究は範疇分析から始まる。与えられているものは具体的なものである。範疇は直接に与えられてはない。そこで具体的なものから範疇を引き出すことが、範疇分析の仕事となる。現象にまず目を向けて、既知のものから、未知のものへと発掘する作業が哲学的方法論である。従って人間の勝手な発明による作為は許されない。

この考え方を法律に適用してみよう。具体的な事実の中に法が隠されてある。これを引き出して具体化し、条文化すれば、法は潜在的なものから顯在的なものへと、完成化したことになる。法律万能主義の考え方によつて、生活を束縛する態度は、專制主義的法律を作成することになる。法の原理は、すでに具体的な事実のうちに作用している。従つて作為的法律によつて上から下へと決定づけるならば、事実の中に潜在している法の原理を隠蔽するだけでなく、歪曲することにもなる。そこで下から上へと法律構成をしてゆくならば、その法律は極めて人間的で、血の通つた、自由闊達な条文となる。

(2) 凝集法則

妥当法則によつて範疇一般の在り方を考えてきたが、凝集法則では一つの層の中にある雑多な原理が、いかにして一つの統一体に凝集し合うかを明らかにする。例えば実体法という一つの層の中には憲法、刑法、民法、商法という

四つの原理が作用している。これら四つの原理は全く無関係に単独に存立しているのではなく、凝集し合って実体法という統一体を構成している。

(六) 憲法を実体法からはずして、基礎的範疇として考えた方が階層理論が説明しやすくなると思ったが、ここでは実体法として説明しておいた。

V 複合の法則

実体法に属する具体的な事実を決定する場合、これら四つの原理は孤立して、別個に行なうのではなく、共同して、複合の形においてのみ行なう。これらの原理は共同して、具体的な事実を決定統一する。その統一において、四つの原理が全部同じ強さで参加するのではなく、いずれかが優勢になつたり劣勢になつたりする。しかし一つの原理だけが単独に具体的な事実を決定することはあり得ない。

VI 層統一の法則

四つの原理は分離しがたい統一を形成し、この統一は内的な、根源的なものと考えられる。具体的な事実を決定して統一されるのでなく、決定する前にすでに統一している。従つて四つの原理の一つを抜き去るならば、残りの原理までも、無となるような緊密な連帶関係を表わすのが、この属統一である。

VII 層全体性の法則

統一とは全く異質的な四つの原理が集合したという意味でなく、四つの原理が包含し合って全体を形成しているという意味である。四つの原理のそれぞれに、実体法という全体が制約の形で内包されている。従つて、全体は部分になる。

VIII 包含の法則

一つの原理は、その層に属する他の原理を包含して、全体を形成している。例えば憲法は残りの三つの法律を自己のうちに包含して、全体を形成する。刑法、民法、商法も同様に考えられる。このような含み含まれつの関係で全体を構成するのが、層凝聚の意味である。

しかしこのような包含によって、四つの原理はすべて同じものになつてしまふ。ハルトマンはこの包含のうちに、異質性を考えている。全体性のうちに個別性を持たせるために、基体を設置する。この基体によつて包含しながら、対立し合うという関係が可能となる。

ハルトマンによれば、この包含の法則を最初に思考したのはプラトンということになる。イデアの世界と現象界とを分離して、イデアの世界に階層関係と凝聚関係を認める。しかしヘーゲルは対立のうちに包含、依存の関係を全く認めず、高い次元に総合されて始めて統一を知る。ヘーゲルの弁証法には依存関係はなく、否定関係しか存在し得ない。そこでは否定は総合されて肯定となる。

ハルトマンの弁証法は対立のうちに肯定関係を認めるために、この対立を総合する必要もなく、従つてあるがまゝによしとする現実肯定の世界觀になっている。全く否定的な、全く異質的な対立でなく、むしろ相互に同質性を持つ

てゐるがために、激しい緊張を生ぜしめるという対立が、解決されないままに共存の形で、世の中のあらゆる現象を形成している。

包含法則は、一つの原理のうちに、その層に属するすべての原理を包含せることになり、従つて未知の原理もその中に含まれることになる。一つの原理によつて全体を把握することも可能である。これを概観的把握といふ。このように既知のものから未知のものも引き出すことは、範疇分析の成果である。存在の原理は自体的に人間の発掘を待ち望んでいる。しかし人は自己中心の原理を勝手に発明して、この存在の原理に耳を貸さうともしない。人間は作為し、虚構をして、存在の原理を見誤つてゐる。そこで存在そのものに目を向けて、そのうちから原理を取り出すような学問方法論こそ、すべての学問に要請されるべきであろう。

〔編集者記〕 以上、同じ高さの範疇間における内容的差異による（1）妥当法則、並びに（2）凝集法則 が、永島論文の担当範囲である。これに続く、高次と低次の範疇差による（3）階層法則、並びに（4）依存法則 は、杉田論文の担当範囲に属するが、杉田論文では、これ等の法則をまとめて解説していないので、読者の便宜のため、編集者において、本誌創刊号の論文からこの部分を抄録して、次に掲載しておく。

（3）階層法則

具体的なものの重なり合いと範疇の相互嵌入によつて特徴づけられている。

X 再現の法則

低次の範疇は高次の範疇においてその部分契機として再現する。しかし高次の範疇は低次の範疇において再現しない（非可逆的）。

XI 変化の法則

その再現は低次のものすべてがそのまま高次の範疇において再現することを意味するのではなく、常に低次の要素の中にも、その綜合の中にも含まれず、それにも分解されない特殊なもの、新規なものの出現を含んでいる。これが層相互間の混合を防ぐ。新規なものは低次の範疇に対しても独立である。

XII 層距離の法則

新規なものの出現は、各層の連続的移行を不可能にする。すなわちそれは、物質と生命、生命と心、心と精神との間に移行不可能の切れ目のあることを証拠立ててゐる。

（4）依存法則

低次の範疇が高次の範疇において、再現しその逆は不可能であるから、高次の範疇は低次の範疇に依存し制約されることになる。しかしこれは部分的依存であり、高次の範疇の独立に対して広い余地を残している。

XIII 疋範的根本法則（強さの法則）

高次の範疇は制約され、依存的であるから弱い範疇で、低次の範疇は制約し規定づけ非依存的であるから強い範疇である。しかも低次の範疇が高次の範疇に再現するに際して、上部へ行く程その再現の貫徹力は弱められるが、しか

し強さの法則は、どの存在層の切れ目でも中断することがない。すなわち有機体は物質の上部形成として、意識は有机体の上部構築、精神は意識の上部構築として存在する。

XIV 層独立性の法則^(七)

高次の範疇は低次の範疇なしには成立しないが、低次の範疇は高次の範疇がなくても成立する。従って低次の範疇は、高次の範疇によって制約されず、自ら独立して決定をなす。

(七) 「実在的世界の構造」においては「無関心の法則」となっているが、内容的には全く同じで、両者における法則の展開には変りはない。

XV 質料の法則

低次の範疇は、高次の範疇の原理でなく、新しい形成的質料にすぎない。その上部における高次のものの活動余地は、無制限である。従って低次の範疇は、一切の高次の範疇に対して無関心な態度をとる。

XVI 自由の法則

層独立性は高次の層に対する低次の層の独立性であるが、低次の層に対する高次の層の独立性もまた存在する。すなわち高次の層の決定は、質料としての低次の決定を含むが、しかしそれによって規定を受けないで、むしろそれに対しても自律的である。高次のものは依存してのみ自由である。その自由は分離的、絶対的なものではなく、関係的相対的自由である。